

静岡県告示第536号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年6月4日から2週間熱海土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年6月4日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
一般国道	135号	伊東市八幡野字倉骨沢 1684番の1から	前	30.8~88.2	195.0
		伊東市八幡野字倉骨沢 1671番の1まで	後	30.8~88.2	195.0

=====

静岡県告示第537号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年6月4日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年6月4日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	函南停車場 反射炉線	伊豆の国市南條字樋下 1075番の1から	前	9.2~11.8	69.3
		伊豆の国市南條字樋下 1076番の1まで	後	9.5~11.8	69.3